

## しゃんしゃん傘貸出要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、しゃんしゃん傘踊りを市内外の各種行事を通じて一層の普及、発展をさせるための、貸出用傘としての取扱方法を定めるものとする。

### (許可)

第2条 貸出用のしゃんしゃん傘は、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会が保管し、事務局長の許可を得て貸出するものとする。

### (貸出本数及び期間)

第3条 1団体への貸出は、原則30本までとし、貸出期間は、1週間単位で貸出し、最長4週間までとする。

2 やむを得ない理由がある場合は、前項の限りではない。

### (貸出日、返却日)

第4条 貸出日、返却日とも平日9時から17時までとする。

### (貸出料)

第5条 貸出料は、傘1本・1週間につき400円(税込)とする。

2 7月及び8月の貸出料は、傘1本・1週間につき700円(税込)とする。

3 前項の貸出料の基準日は、貸出日とする。遠隔地で発送が必要な場合は、発送日から返却到着日の期間で換算。

4 返却日が土・日・祝日・振替休日・年末年始となる場合は、翌平日まで貸出期間を延長できるものとする。

5 発送を希望される場合は、貸出料の入金確認後に発送する。貸出時は着払い、返却時は元払いにて発送する。発送する場合は、日時指定を行うこととする。

6 送料及び梱包料が発生する場合は借主が負担する。

7 使用後検品し、著しい破損がある場合は、借主が別途修繕費の負担または、新品購入金額を弁済する。紛失の場合は、借主が新品購入金額を弁済する。

### (雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成29年1月4日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要項は、平成30年2月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要項は、令和8年4月1日から施行する。